

総務常任委員会資料
2026年(令和8年)3月6日
総務局総務管理室総務課

## 議案第3号関連資料

### 明石市行政手続条例の一部改正について

#### 1 改正目的

現在、公示送達については、掲示場での書面の掲示により行われていますが、この度、行政手続法において、公示送達のデジタル化に対応するための改正が行われたことに伴い、明石市行政手続条例の一部を改正しようとするものです。

#### 2 改正内容

##### (1) 不利益処分に係る公示送達に係る整備(第15条第3項及び第4項関係)

不利益処分をしようとする場合に事前に必要となる「聴聞」及び「弁明の機会の付与」の意見陳述手続の通知を公示送達\*によって行う場合の方法について、次のとおり改めます。

\* 処分の名宛人の所在が不明である場合に、一定期間公示する制度

現行(改正前)	改正後
・ 掲示場での書面の掲示	・ インターネットによる公表 に加え、以下の①又は②を実施 ① 掲示場での書面の掲示 ② 事務所に設置したパソコン等の画面での表示

##### (2) その他

上記改正に伴う規定整備

#### 3 施行期日

2026年(令和8年)5月21日(法施行期日)